

きらやかファームバンキングサービス規定

- 1.データの送受信は契約者ご本人（以下「契約者」という）の依頼によるものとします。
- 2.本サービスの利用に際しては、あらかじめ届出の暗証番号を所定の方法で送信するものとし、送信された暗証番号が届出の暗証番号と一致した時は、当行はその送信者を本人と認め通知、応答します。
- 3.契約者は、データの送信後、その内容を変更することはできません。
- 4.本サービスによる伝送時間は、当行所定の時間とします。
- 5.回線の不通、機器障害その他の事情により、伝送すべき日の時間内に送信できなかった場合および応答が不能または遅延となる場合、双方協議のうえ対策を講ずるものとします。
- 6.データの内容は全銀基準とします。
- 7.本契約に伴い知り得た事項については、第三者に漏洩しないでください。
- 8.契約者・当行ともに、それぞれの責により生じた障害を負担します。なお当行は、当行の責によらない回線の不通、機器障害その他の事情により発生した損害については、その責を負いません。双方いずれかの責による明らかでない場合は、協議のうえ決定させていただきます。
- 9.契約者には、当行に対し、所定のサービス手数料をお支払いいただきます。手数料は、当行所定の日に所定の方法により、指定預金口座より自動的に引落させていただきます。この場合、普通預金規定、当座預金規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書または小切手の提出は不要とし当行所定の方法により取扱います。
- 10.本規定に定めのない事項については、関係する預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定の方法により取扱います。また、振込取引については、振込規定を準用いたします。まや、振込取引については、振込規定を準用いたします。
- 11.この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。

きらやか資金移動（振込・振替）サービス規定

- 1.（資金移動サービス）
 - (1)資金移動」サービスは、契約者からの端末機による依頼にもとづき、あらかじめ指定された契約者名義の預金口座（以下「支払指定口座」という）より指定金額を引落しのうえ、あらかじめ指定された金融機関の本支店にある預金口座（以下「入金指定口座」という）および取引の都度指定した預金口座（以下「都度指定口座」という）へ入金する場合に利用することができるものとします。
 - (2)入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
 - ①支払指定口座と入金指定口座が同一店舗かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱い

ます。

②支払指定口座と入金指定口座とが異なる本支店にある場合、または当行以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは入金指定口座の名義が支払指定口座と異なる場合は「振込」として取扱います。

(3)振替または振込の依頼は、当行が定めた番号の電話あてに契約者が所有する端末機を使用して送信してください。

2. (振替または振込の受付等)

(1)振替または振込を依頼する場合は、当行の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。

(2)当行で受信した支払指定口座の店番号・預金種類コード・口座番号・暗証番号と一致した場合には、当行は送信者を契約者とみなします。

(3)ご依頼の内容については、当行が1件ごとに意思確認コードを受信した時点で確認するものとします。

(4)ご依頼の内容が確定した場合、当行は即座に支払指定口座から依頼金額を引出しのうえ、当行所定の方法により入金指定口座および都度指定口座へ振替または振込の手続きをいたします。

(5)支払指定口座から資金引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）および当座勘定規定にかかわらず通帳・カードおよび払戻し請求書または小切手の振出は不要とし当行所定の方法により取扱います。

(6)この取扱いによる受付時間は当行が別途定めた時間内とします。

(7)以下の各号に該当する場合、振込・振替はできません。

①振替金額または振込金額と後記 3-(3)の振込手数料金額との合計が支払指定口座より払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超えるとき。

②支払指定口座が解約済のとき。

③契約者より支払指定口座から支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。

④差押等やむを得ない事情があり、当行が支払いを不適切と認めたとき。

(8)振替取引において入金指定口座および都度指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当行所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。また振込取引において入金指定口座および都度指定口座への入金ができない場合には組戻手続きにより処理します。

3. (振込手数料)

(1)資金移動サービスにより振込む場合は、当行所定の振込手数料を振込金額と同じに支払指定口座から前記 2-(5)に準じて自動に引落します。

(2)前記2-(8)により組戻の取扱いをした場合には当行所定の組戻手数料をお支払いいただきます。

(3)資金移動サービスの振込手数料は、諸般事情により変更することがあります。その際は当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

4. (取引内容の確認)

(1)この取扱いによる取引後は普通預金通帳等への記載、または当座勘定取引明細表により取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合、直ちにその旨を当行の取引店にご連絡ください。

(2)取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当行の間で疑義が生じたときは、当行の機器記録内容をもって処理させていただきます。

5. (免責事項)

(1)当行の責任によらない通信機器・回線、およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、当行が意思確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取引内容を取扱店にご連絡ください。

(2)この取扱いによる振替・振込依頼の受付の際、当行で受信した支払指定口座の店番号・預金種類コード・口座番号・暗証番号と届出の店番号等につき不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3)ご利用のパソコン等のソフトに起因する事故が発生した場合、当行は責任を負いません。

(4)都度指定方式において契約者のパソコンに登録された内容につき不正利用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. (届出事項の変更等)

暗証番号・指定口座番号等届出事項内容に変更がある場合、当行所定の書面により取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。